

## 第20号様式別表1の2記載の手引

### 1 この計算書の用途等

この明細書は、市町村内に恒久的施設を有する外国法人が、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載し、第20号様式の申告書に添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分(けた)のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となる場合は、その金額の直前の単位(けた)に△印を付して記載してください。	
3 「法人番号」	平成28年1月1日以後に開始する事業年度分又は連結事業年度分の申告にあつては、法人番号(13桁)を記載します。	
4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書(別表1の3)の6の欄及び32の欄の金額(これらの欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額)を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、用途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載します。	
5 「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	<p>下記の金額はそれぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項(試験研究費の総額に係る税額控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(6))の15の欄の金額</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の4第2項(中小企業者等の試験研究費に係る税額控除)の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の4第3項(特別試験研究費に係る税額控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(6))の24の欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の4第4項(試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(7))の22の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(13))の25の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(14))の29の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(15))の24の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の12第1項、第2項及び第3項(特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(16))の35の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(17))の10の欄の金額</p> <p>(10) 租税特別措置法第42条の12の4第1項(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(19))の15の欄の金額</p> <p>(11) 租税特別措置法第42条の12の5第7項及び第8項(生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(20))の21の欄の金額</p>	

欄	記載のしかた	留意事項
6 「還付法人税額等の控除額③」	第20号様式別表2の3の④の「計」の欄の金額を記載します。	
7 「課税標準となる法人税額①+②-③ ④」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	2以上の市町村に事務所等を有する法人はこの欄の金額を第22号の2様式の⑤の欄に記載します。
8 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額⑤」	2以上の市町村に事務所等を有する法人が第22号の2様式の市町村民税の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載します。	一の市町村にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません
9 「(法人税割額(④又は⑤×税率/100) ⑥)」	一の市町村にのみ事務所等を有する法人は④の欄の金額に、2以上の市町村に事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に税率を乗じて計算します。	税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。
10 「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」	第20号の5様式の⑨の欄の金額を記載します。	
11 「外国の法人税等の額の控除額⑧」	第20号の4様式の⑬の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑱の欄の当該市町村分の金額)を記載します。	
12 「差引法人税割額⑥-⑦-⑧⑨」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載し	